

令和5年度

人事行政の運営等の状況の公表

大洲地区広域消防事務組合

人事行政の運営等の状況

大洲地区広域消防事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第15号）に基づき、令和5年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況（R5.4.2～R6.4.1） (人)

R6.4.1現在 現有数	消防吏員	再任用	会計年度 任用職員
106(5)	4	(4)	(1)

※（ ）内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書き

(2) 職員の退職状況（R5.4.2～R6.4.1） (人)

定年退職	勸奨退職	その他	計
2	1	5(3)	8(3)

※（ ）内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書き

(3) 年齢別職員構成の状況（R6.4.1） (人)

区分	18～20歳	21～25歳	26～30歳	31～35歳	36～40歳	計
職員数	9	22	18	10	10	
区分	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～59歳	60歳以上	
職員数	7	15	7	8	(4)	

※（ ）内は、再任用短時間勤務職員について外書き、会計年度任用職員については除く

(4) 階級別勤続年数の状況（R6.4.1） (人)

階級	5年未満	5～14年	15～24年	25～34年	35年以上	計
消防監					1	1
消防司令長				1	5	6
消防司令				9	2	11
消防司令補			18	6	1(3)	25(3)
消防士長		13	3	1	1(1)	18(1)
消防副士長		5				5
消防士	30	10				40
計	30	28	21	17	10(4)	106(4)

※（ ）内は、再任用短時間勤務職員について外書き、会計年度任用職員については除く

2 職員の人事評価の状況

組合職員（規程で定める職員を除く。）を対象に、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間の勤務状況について、人事評価を行いました。人事評価は、評定を受ける職員の上位の職位となる職員で規程で定める者を評価者とし、消防長を最終評価者として、職員の業績、能力等の評価を行いました。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額 A (千円)	実質収支 (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A	令和4年度の 人件費率
令和5年度	1,112,372	24,793	807,272	72.6%	77.2%

※ 人件費には、特別職及び会計年度任用職員に支給される報酬等を除く

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（R6.4.1）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
組合	270,914円	346,884円	34.0歳
国	323,823円	405,378円	42.1歳

※ 組合の額及び年齢については再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く

(3) 職員の初任給の状況 (R6. 4. 1)

区 分	組 合	国
大 学 卒	187,300円	196,200円
高 校 卒	166,000円	166,000円

(4) 級別職員数の状況 (R6. 4. 1)

区 分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比
1 級	主事	45	42.5%
2 級	主事	11	10.4%
3 級	係長、主査	19	17.9%
4 級	専門員	13(4)	12.3% (100.0%)
5 級	課長補佐、副主幹	8	7.5%
6 級	次長、署長、課長、副署長、主幹	9	8.5%
7 級	消防長	1	0.9%
合 計		106(4)	100.0%

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書き、会計年度任用職員については除く

(5) 職員手当の状況

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者6,500円、扶養親族 6,500円 (子の場合10,000円)、配偶者のない職員の扶養親族1人目6,500円(子の場合10,000円)。一定の年齢の扶養親族1人につき5,000円を加算。	同	—
住居手当	16,000円を超える家賃を支払っている借家居住者 支給上限額28,000円	同	—
通勤手当	通勤距離片道2km以上 交通機関利用…普通運賃相当額 交通用具利用 2km以上 …… 2,000円 5km以上 …… 4,200円 10km以上 …… 7,100円 15km以上 …… 10,000円 20km以上 …… 12,900円 25km以上 …… 15,800円 ～ 31,600円	同	—
期末手当 勤勉手当	支給割合(5年度) 期末手当 2.45(1.375)月分 勤勉手当 2.05(0.975)月分 役職加算 5～15% 1人当たりの平均支給額(5年度) 1,232千円	異	役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%
※ () 内は、再任用職員に係る支給割合			

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務種別	1日の勤務	休憩時間	週休日
毎日勤務	8時30分～ 17時15分	60分	土・日曜日
隔日勤務	8時30分～ 翌日の8時30分	60分2回	4週を通じて8日

(2) 主な特別休暇など

種 類		休暇の概要、取得の要件など
有給休暇	年次有給休暇	1年につき20日（前年の繰越日数の上限20日のため、最高40日）
	病気休暇	負傷または疾病のため、医師の診断により治療する必要がある場合
	特別休暇	主な休暇 公民権の行使、産前休暇、産後休暇、忌引、結婚休暇、夏季休暇、短期介護休暇など
無給休暇	介護休暇	負傷、疾病または老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をする場合

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

処 分 事 由		処分の種類			
		降任	免職	休職	降給
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号				
心身の故障の場合	地公法第28条第1項第2号 第2項第1号			1	
必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号				
職制・定数の改廃、予算の減少により廃職・過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号				
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号				

(2) 懲戒処分者数

処 分 事 由		処分の種類			
		戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号				
職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号				
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号				

6 職員のサービスの状況

(1) サービス規律の遵守に関する取組みの状況

通達の発出や各種研修を実施し、職員のサービス規律の遵守に務めております。

(2) 休暇の取得状況

区 分	職員数 (人)	特別休暇 (日)	病気休暇 (日)	年次有給休暇 (日)	年次有給休暇の 平均取得日数 (日)
毎日勤務者	15	54	38	157	10.5
隔日勤務者	95	397	446	938	9.9
合 計	110	451	484	1095	10

※ 再任用短時間職員及び会計年度任用職員については除く

7 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得者数

育児休業	部分休業	育児短時間勤務
4人	0人	0人

(2) 自己啓発等休業、修学部分休業および高齢者部分休業の所得者数

自己啓発等休業	修学部分休業	高齢者部分休業
0人	0人	0人

※ 取得者数は、令和5年度に新たに取得した者のほか、前年度から引き続き取得している者も含む

8 職員の研修の状況

研修の実施状況

区 分	研 修 内 容	研修期間(日)	受講者(人)
消防大学校	総合教育(幹部科)	47	1
消防学校	初任教育	116	5
	専科教育(救急科)	36	3
	専科教育(救助科)	23	1
	専科教育(初級幹部科)	9	1
	専科教育(火災調査科)	10	1
	実火災体験型訓練施設研修	1	4
救急救命研修	救急救命士養成課程	126	1
	感染防止対策強化研修	5	1
	救急救命士気管挿管病院実習	30症例	1
	救急救命士ビデオ喉頭鏡病院実習	2症例	1
愛媛県研修所	問題解決・発想力パワーアップ研修	2	1
	文章力基礎講座	2	1
	市町課長級研修	2	1
自主研修	ハラスメント等防止研修	—	86
	メンタルヘルスケア研修	—	67
	公務員倫理研修	—	70
	人権同和教育研修	—	99

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の受診状況 (人)

一般定期健康診断受診者	134
人間ドック受診者	52
各種抗体検査受診者	15

※ 隔日勤務者は、人間ドックを含め年2回の健康診断を実施

(2) 公務災害・通勤災害の認定状況

区 分	認定件数	災害の概要
公 務 災 害	0件	—
通 勤 災 害	0件	—

(3) 福利厚生制度に係る負担

区 分	負担額
愛媛県市町村職員共済組合	121,404千円
愛媛県市町村職員互助会	866千円